

契約及び検査等に関する書類の一覧表（土木工事・受注者用）

種別	番号	作成書類	提出・提示時期	主な根拠法令・様式	適用・内容	提出・提示先	提出	提示	備考
契約関係	1	現場代理人及び主任技術者指名（変更）届（誓約書含む）	契約（又は変更契約）締結時又は契約締結後7日以内（当初、変更）	・特約事項1 ・三原市建設工事請負契約約款（契約約款）第10条 ・広島県土木工事共通仕様書（共通仕様） ◎三原市ホームページ（HP）に掲載様式	・① 営業所専任技術者一覧又は専任技術者証明書 ② 誓約書（ア～ウのいずれかに該当する場合） ア 請負金額 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上の工事を受注した場合、総額 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上の下請負契約を結ばない誓約 イ 営業所の専任技術者を主任技術者として配置する場合に、3件を超えて配置しない誓約書（ただし、非専任工事のみ配置可） ウ 専任の場合に、他の工事と兼務していないことの誓約 ③ 兼務届出書（必要な場合）	契約課	○		○提出書類・・・書面として整理し残す書類等（発注者、受注者の双方が整理、保管） ○提示書類・・・書面として整理し残さなくても書類等の内容を確認することで目的が達するもの（受注者のみ整理、保管） ※検査時に提示
	2	請負代金内訳書	契約締結後14日以内（当初、変更時）	・契約約款第3条 ・共通仕様	・法定福利費を明記して提出	監督員	○		・監督員が必要ないと認められた時は提出不要（契約約款）
	3	当初（変更）工程表	契約締結後14日以内（当初、変更時）			監督員	○		・監督員が必要ないと認められた時は提出不要（契約約款）
	4	法第12条第1項に基づく書面	落札決定後5日以内（当初・変更）	・共通仕様書	・特定建設資材廃棄物を搬出する若しくは特定建設資材を使用する請負金額500万円以上の土木工事	監督員	○		・契約締結前（当初・変更）に監督員に内容説明し提出。
	5	法第13条及び省令第4条に基づく書面	落札決定後5日以内（当初・変更）	・共通仕様書	・特定建設資材廃棄物を搬出する若しくは特定建設資材を使用する請負金額500万円以上の土木工事	監督員	○		・契約締結前（当初・変更）に監督員に内容説明し、担当課の確認済印が押印されたものを契約課に提出。
	6	前払金請求書	随時	・契約約款第35条 ・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・請負金額130万円以上の工事で前払金を請求する工事	契約課	○		
	7	中間前払金認定請求書	工期の半分以上経過後随時		・工期の半ばすぎで中間前払金の請求をする工事（当初の前払金を受領していない場合及び部分払との併用は不可）	監督員	○		・工事履行報告書（工事工程換算値及び工事費換算値を併記）を添付して提出。
	8	中間前払金請求書	中間前払金認定調書受領後		・当初の前払金に加え更に2割以内の前金を請求する工事	監督員	○		・保証事業会社発行の保証証書を添付して提出。
	9	請負工事出来形検査要求書	随時	・契約約款第38条 ・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・出来形部分等の部分払を請求する工事（中間前払金との併用は不可）	監督員	○		・出来形部分の検査を受けるにあたり監督員が請求する資料を提出。
	10	部分払請求書	部分払検査合格後		・部分払検査に合格した工事	監督員	○		
	11	請求書	引渡書提出時	◎HPに掲載様式	・完成検査に合格した工事	監督員	○		
工事関係	12	工事カルテ（CORINS）	契約締結後10日以内（受注、変更時） 引渡日から10日以内（竣工時） ※土曜日、日曜日、祝日等を除く	・共通仕様	・請負金額500万円以上の工事 ※途中変更は工期又は技術者に変更が生じた場合とし、請負代金のみ変更の場合は原則として登録を必要としない	監督員		○	・受領書（登録内容確認書）については提示で提出は不要。 ・「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、登録申請をしなければならない。
	13	工事測量成果簿	工事着手後直ちに	・共通仕様	・工事着手後直ちに測量を実施し測量結果が設計図書に示されている数値と差異があるか確認	監督員		○	・設計図書と差異があった場合は提出、一致している場合は提示。
	14	設計図書の照査確認資料	工事着手前・随時	・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・契約約款第18条第1項1～5号に該当する事実があるか確認	監督員		○	・該当がある場合は提出、該当がない場合は提示。
	15	施工計画書（詳細施工計画書及び変更含む）	工事着手前	・共通仕様	・記載項目 ①工事概要、②計画工程表、③現場組織表、④指定機械、⑤主要船舶機械、⑥主要資材、⑦施工方法（主要機械、仮設備、工事用地等含む）、⑧施工管理計画、⑨安全管理、⑩緊急時の体制及び対応、⑪交通管理、⑫環境対策、⑬現場作業環境の整備、⑭再生資材の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、⑮その他、⑯段階確認に関する事項、⑰現場環境改善等の実施内容、⑱安全・訓練の活動計画	監督員		○	・当初請負金額が500万円未満又は、維持工事等簡易な工事は監督員との協議（承諾）により、②、③、⑥～⑫、⑭、⑯とすることができる。（R1.9.2通知） ・変更が軽微な場合（数量だけの変更など）は変更施工計画書の作成を省くことができる。
	16	再生資源利用計画書（建設資材搬入工事用）	施工計画（変更）時	・共通仕様	・請負金額100万円以上で該当する建設資材を搬入する予定がある（搬入した）工事	監督員		○	・当初は施工計画書に含めて提出、完成時は工事打合せ簿にて提出。（建設副産物情報交換システム（COBRIS）に登録）
	17	再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用）	施工計画（変更）時		・請負金額100万円以上で該当する建設副産物を搬出する予定がある（搬出した）工事	監督員		○	・当初は施工計画書に含めて提出、完成時は工事打合せ簿にて提出。（建設副産物情報交換システム（COBRIS）に登録）
	18	土砂の適正処理に関する条例に基づく届出	当初・変更・完了時（土砂搬出開始の20日前）	・共通仕様	・500m ³ 以上の土砂を搬出する工事	農林水産課		○	・提示のみで提出は不要。
	19	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	随時		・マニフェスト（D票）及び業者間契約書写し等の確認	監督員		○	・マニフェスト（D票）及び業者間における契約書の写し等は提示、提出は不要。

種別	番号	提出書類	提出・提示時期	主な根拠法令・様式	適用・内容	提出・提示先	提出	提示	備考
工事関係	20	工事履行報告書	毎月7日までに前月分を報告	・契約約款第11条 ・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・請負金額300万円以上の工事	監督員	○		・工事打合せ簿にて提出。
	21	施工体制台帳及び施工体系図	下請負契約締結後速やかに	・共通仕様 ・建設業法施行規則第14条	・下請負業者を使う工事 ※下請負業者が市外業者の場合は理由書添付「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として添付	監督員	○		・二次以降の下請負業者においては、理由書不要。
	22	工事打合せ簿	随時	・契約約款第9条 ・共通仕様	・目的ごとに整理(指示・承諾・協議・提出・報告等)	監督員	○		
	23	材料確認書	随時	・契約約款第13条, 第14条 ・共通仕様	・必要に応じて使用材料について監督員が臨場して確認した工事	監督員	○		
	24	段階確認書	随時		・設計図書又は監督員が指示する主要な工事段階において監督員が臨場して確認した工事	監督員	○		
	25	立会書	随時		・必要に応じ契約図書どおり行われているか監督員が臨場して確認した工事	監督員	○		
	26	使用材料承認願(品質証明書, 材料試験報告書等)	随時(対象資材を使用する前まで)	・契約約款第13条 ・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・使用する材料の品質・規格を証明する資料 ・一括承認されている資材を使用する場合, 承認願へ「製品名, 規格(種類), 会社名」を記載することで, 添付書類の提出は不要	監督員	○		・監督員が請求する材料および共通仕様に記載の指定材料に関する材料品質証明資料は提出, その他の材料は提示。(検査時には提示)
	27	主要資材購入先名簿	監督員の材料承認後速やかに(通常2週間以内)	・特約事項5 ・共通仕様	・購入先業者の確認 ※購入先が市外業者の場合は理由書添付	監督員	○		・工事打合せ簿にて提出。
	28	材料納品書(材料出荷証明書)	随時		・総括表及び材料ごとの納品綴り	監督員		○	・契約数量を証明する必要がある材料など監督員から請求があった場合は提出, それ以外は提示。(検査時には提示)
	29	安全教育訓練実施記録	随時	・共通仕様(土木工事安全施工技術指針)	・施工計画書に記載した活動の実施記録	監督員		○	・監督員への提示のみで提出は不要。(検査時には提示)
	30	新規入場者教育記録	随時		・現場に新規に入場した作業員に対する教育記録	監督員		○	・監督員への提示のみで提出は不要。(検査時には提示)
	31	安全巡視記録	随時		・現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保が行われた記録	監督員		○	・監督員への提示のみで提出は不要。(検査時には提示)
	32	危険予知活動記録	随時		・工事の内容に応じた危険予知活動及び安全活動が行われた記録	監督員		○	・監督員への提示のみで提出は不要。(検査時には提示)
	33	各種点検記録	随時		・工事で使用した機械, 資材, 保安施設等の点検及び整備が適正に行われた記録	監督員		○	・監督員への提示のみで提出は不要。(検査時には提示)
	34	安全パトロール記録	随時		・現場の安全対策について月1回以上のパトロールを実施(下請負がある場合)	監督員		○	・監督員への提示のみで提出は不要。(検査時には提示)
	35	各種許可証・届出書	随時	・共通仕様	・官公庁等の許可証・届出等が必要な工事	監督員		○	・監督員から請求があった場合は写しを提出, それ以外は提示。
	36	近隣協議資料	随時	・共通仕様	・地元関係者等への説明, 交渉など施工上必要なこと	監督員		○	・監督員から請求があった場合は提出, それ以外は提示。
	37	休日, 夜間作業届	随時	・共通仕様	・休日, 夜間の作業を行う工事	監督員	○		・供用中の道路工事は提出, 工程会議等で監督員が事前把握している場合は提出不要。
	38	事故報告書	事故発生後直ちに	・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・事故が発生した工事	監督員	○		・事故内容を通報後, 監督員が指示する日までに提出。
	39	建設業退職金共済制度	完成時まで	・共通仕様 ◎HPに掲載様式 特約事項6	・請負金額300万円以上の工事 ※建設業退職金共済制度の対象となる労働者がいない場合はその旨を報告	監督員	○		・発注者用掛金収納書は提出, 共済証紙受払簿は監督員への提示のみで提出は不要。
	40	労働災害保険加入状況	工事着手後の翌月に	・共通仕様	・請負額1億9,000万円以上の工事は「単独有期事業開始届」の写しを確認	監督員		○	・提示のみで提出は不要。
	41	法定外の労災保険の加入状況	工事着手前まで	・共通仕様	・すべての工事	監督員		○	・提示のみで提出は不要。
	42	イメージアップ記録	完成時	・共通仕様	・イメージアップを行った工事	監督員	○		・実施内容及び状況写真等を提出。
	43	創意工夫・高度技術記録	完成時	・特記仕様書 ・共通仕様	・高度技術・創意工夫を実施した工事	監督員	○		・実施内容及び状況写真等を提出。
	44	工事完成図	完成時	・共通仕様	・完成した現場を反映した図面とする	監督員	○		・設計図書に従って工事完成図を作成し提出, 変更がなければ提出不要。
	45	出来形数量計算書	随時	・共通仕様	・数量の変更が発生した工事	監督員	○		・契約数量に係わる数量計算書のみ提出。
	46	出来形・品質管理図表	完成時		・土木工事施工管理基準により整理	監督員	○		・出来形・品質管理資料として提出。
	47	工事写真	完成時	・共通仕様 ◎HPに掲載様式	・写真管理基準により整理	監督員	○		・完成後測定可能な部分については, 出来形管理状況のわかる写真を細別毎に1枚程度撮影し, 後は提出を省略できる。
	48	完成通知書	完成時	・契約約款第32条 ・共通仕様	・工事完成図書を納品した工事	監督員	○		・完成通知日は検査期間(13日間)に含まれない。
	49	引渡書	検査合格後	◎HPに掲載様式	・完成検査に合格した工事	監督員	○		・請求書提出時に提出。